## 新潟県市町村総合事務組合公報 第253号

平成 29 年 7 月 3 日

新潟県市町村総合事務組合

目 次

公平委員会規則	ページ
「	

## 公平委員会規則

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のとおり 公布する。

平成 29 年 7 月 3 日

新潟県市町村総合事務組合公平委員会委員長 高 杉 幹 夫

## 新潟県市町村総合事務組合公平委員会規則第5号

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則(平成 16 年公平委員会規則第 11 号) の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表第1(第2条関係)	別表第1(第2条関係)

8 佐渡市

0 12.10	×113	
機	関	職
(略	)	
教育委員会 事務局	<u>課長</u> 、管理主事	
<b>3</b> 47	7 /41	(略)
(略	)	

8 佐渡市

機	関	職
(略)		
教育委員会 事 務 局	教育長、課長、主幹、管 理主事	
<del>-</del> 177	/ /HJ	(略)
(略)		

別表第2(第2条関係)

別表第2(第2条関係)

7 新潟県中東福祉事務組合

**************************************	
機関	職
事務部局	事務局長、事務長
ふなおか学園	園長
<u>ふなおか</u> 更 生 園	<u>園長</u>

7 新潟県中東福祉事務組合

		HE   7 404/I H
機	関	職
	<u> </u>	
<u>障害</u> 施	福祉設	園長 <u>、課長</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

この規則は、公布の日から施行する。